

特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十六の三(三) 平十三・四・一以後終了事業年度分

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

特定外国子会社等に係る課税済間接配当等の額の計算				
特定外国子会社等の名称	1		差引計	10
			(8) - (9)	
本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2	(8)の受領年月日	11
	所在地	3		
事業年度	4	・	前2年以内の控除未済課税済配当等の額	12
		・	(16)の計	
外国関係会社又は他の特定外国子会社等の名称	5		(10)又は(12)のうち少ない金額	13
本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	6	課税済間接配当等の額	14
	所在地	7		
内国法人が外国関係会社又は他の特定外国子会社等から受けた配当等の額	8		当期の課税対象留保金額から控除される金額 { (13)又は(別表十六の三(-)の「36」-「37」-「38」)のうち少ない金額 }	
(8)の配当等の額が他の特定外国子会社等から受けたものである場合の控除額	9		課税済配当等の額とされる金額	15
			(13) - (14)	

前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細

受領年月日	前期繰越額及び当期発生額	当期使用額 (13)	翌期繰越額
	16	17	18
・			
・			
計			

別表十六の三（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の6第1項（特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入）若しくは第66条の8第1項（課税済留保金額の損金算入）若しくは措置法令第39条の16第2項（課税対象留保金額の計算）若しくは第39条の19第2項（課税済配当等の額の計算）又は平成10年改正前の措置法第66条の6第1項（特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入）若しくは第66条の8第1項（課税済留保金額の損金算入）若しくは平成10年改正前の措置法令第39条の16第2項（課税対象留保金額の計算）若しくは第39条の19第2項（課税済配当等の額の計算）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(8)の配当等の額が他の特定外国子会社等から受けたものである場合の控除額9」には、措置法令第39条の16第2項第3号若しくは第39条の19第2項第3号に規定する合計額に相当する金額、平成13年改正前の措置法令第39条の16第2項第4号若しくは第39条の19第2項第4号に規定する合計額に相当する金額又は平成10年改正前の措置法令第39条の16第2項第4号若しくは第39条の19第2項第4号に規定する合計額に相当する金額を記載します。
- 3 「当期の課税対象留保金額から控除される金額14」は、法人が外国関係会社又は他の特定外国子会社等から配当等の額を受けた日（「11」欄）が特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から当該法人の事業年度終了の日までの期間内である場合に限り、記載します。
- 4 「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、外国関係会社又は他の特定外国子会社等が特定外国子会社等から受けた配当等の額（法人が当該外国関係会社又は当該他の特定外国子会社等から配当

等の額を受けた日（「11」欄）前2年以内の期間において受けたものに限ります。）のうち措置法令第39条の16第3項（控除未済課税済配当等の額）に規定する控除未済課税済配当等の額とされる金額又は平成10年改正前の措置法令第39条の16第3項（控除未済課税済配当等の額）に規定する控除未済課税済配当等の額とされる金額がある場合に記載します。

- 5 措置法第66条の8第1項に規定する適格合併等に係る被合併法人等から特定外国子会社等の株式等の移転を受けた場合にあっては、「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、適格合併等の日を含む事業年度以前の事業年度における被合併法人等の外国関係会社又は他の特定外国子会社等の控除未済課税済配当等の額（移転を受けた株式等に係る部分に限ります。）及び各事業年度の外国関係会社又は他の特定外国子会社等の控除未済課税済配当等の額について記載します。

この場合において、移転を受けた株式等に係る部分の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

- 6 適格合併等に係る合併法人等に特定外国子会社等の株式等の移転をした場合にあっては、「前2年以内の控除未済課税済配当等の額の明細」の各欄は、各事業年度の外国関係会社又は他の特定外国子会社等の控除未済課税済配当等の額から合併法人等に移転した株式等に係る部分の金額を控除した金額について記載します。

この場合において、移転をした株式等に係る部分の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。